

## 契約の保証について（環境省直轄施行委任）

### （契約保証金）

第1 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

### （契約保証金等の納付）

第2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に対して直接納付することができるのは、契約担当官等が認めた場合に限るものとする。なお、納付に際しては、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

第3 落札者は、第1項本文の規定による契約保証金を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に対して直接納付することができるのは、契約担当官等が認めた場合に限るものとする。なお、納付に際しては、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。

第4 第1に規定する契約保証金に代わる担保の種類、価値は、次に掲げるとおりとする。

区分	種類	価値
ア	銀行等が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
イ	銀行等が引き受け又は保証若しくは、裏書をした手形	手形金額（当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
ウ	銀行等に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
エ	金融機関等の保証	保証金額

第5 落札者は、契約保証金として提供する担保が第4のウに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を契約保証金納付書に添付して、支出負担行為担当官に提出しなければならない。

第6 落札者は、契約保証金として提供する担保が第4のエに規定する金融機関等の保証であるときは、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、支出負担行為担当官に提出しなければならない。

第7 落札者は、第1ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

第8 落札者は、第1ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証証券による保証を付することによるものであるときは、当該保証を証する証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

第9 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手はその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。

#### **(契約保証金の国庫帰属)**

第10 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、国庫に帰属するものとする。

#### **(契約保証金の還付)**

第11 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。